

『院内トリージ実施料および

二類感染症患者入院診療加算について』

当院では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、かぜ症状の方の院内トリージを実施しております。かぜ症状の方を診察する場合、新型コロナウイルス感染の可能性も想定し、感染予防対策の徹底および可能な限りの動線分離を行っております。これにより、令和 3 年 9 月 28 日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱い」に基づき、新型コロナウイルス感染症の可能性のある患者様の外来診療を行うことに対して、「院内トリージ実施料（300 点）および二類感染症患者入院診療加算（250 点）」の算定をさせていただきます。

なお当院は、三重県より「診療・検査医療機関」の指定を受けております。何卒ご理解のほど宜しくお願い致します。